

○国土交通省告示第七百五十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を二百平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第四 柱の脚部</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋込み部分のアルミニウム合金部材に対するコンクリートのかぶり厚さがアルミニウム合金材の柱幅以上であること。</p>	<p>第一 適用の範囲</p> <p>アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなければならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分について次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第四 柱の脚部</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋込み部分のアルミニウム合金部材に対するコンクリートのかぶり厚さがアルミニウム合金材の柱幅以上であること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって安全性が確かめられた場合においては、この限りでない。</p>
<p>第五 接合</p>	<p>第五 接合</p>

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた建築物又は第一第二号若しくは第三号に該当する建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。） 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めつき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。

一 接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分又は接合部の実況に応じた試験によつて加熱の影響により強度及び剛性の低下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた建築物若しくは第一第二号又は第三号に該当する建築物（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。） 溶接、摩擦圧接又は摩擦攪拌による接合（摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によつて高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。